

文第 2071 号
令和 6 年 3 月 28 日

公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団
理事長 上野 孝 様

神奈川県知事
黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和 6 年 4 月 15 日 から 令和 11 年 4 月 14 日 まで